

平成23年成人を祝う会のお知らせ

【時】平成23年1月9日(日)（予定）

【所】町民会館

【対】平成23年4月2日～平成3年4月1日生まれの人
※現在、町外に在住で熊野町の成人式へ参加したい人の参加方法は、11月以降、ホームページや広報でお知らせする予定です

●平成23年成人を祝う会実行委員募集

〔成人を祝う会(成人式)を企画運営してみませんか〕
熊野町の成人を祝う会(成人式)は、企画・準備から当日の運営まで、新成人を中心とした実行委員会の意見を取り入れながら実施しています。想い出に残る式典にしましょう。
アイデアとやる気のあるあなたの参加を待っています。

【対】①平成23年成人式対象者
②実行委員会(月1回程度開催)と成人式前日のリハーサル、当日に出席できる人

▽実行委員の主な役割：記念品の選定・デザイン、アトラクションや式典のシナリオの企画・作成、式典での司会・誓いの言葉・記念品受け取りなど

【申】生涯学習課 ☎820・5621、Eメールアドレス：shogai@town.kumano.hiroshima.jp

済んでいますか 地上デジタル化

平成23年7月までに現在の「地上アナログ放送」は終了し、「地上デジタル放送」に完全移行します。ある日突然、「テレビが映らない」ということにならないように、早めに地デジの準備をお願いします。地デジ(地上デジタル放

送)は、高画質・高音質の映像・音声が楽しめるだけでなく、ニュースや天気予報など暮らしに役立つ情報をチェックできる「データ放送」、高齢者・障害者にもやさしい「字幕放送」、番組情報がテレビ上で見られる「EPG(電子番組表)」、携帯・移動体向けの「ワンセグ」など多彩なサービスが提供されます。

熊野町で地デジを見るには、次の2つの方法があります。

- ① デジタルテレビに買い換える
- ② 地デジチューナー(受信機器)を買い足す

必要となる場合があります。また、集合住宅などで共同受信施設を利用されている人も、戸別受信が可能なのは、地デジを視聴することができませんが、引き続き共同受信施設を利用する場合は、設備の改修などが必要となる場合があります。

す。施設管理者や建物のオーナーにご相談ください。

●悪質商法に注意

テレビの調査会社やアンテナ工事業者を装って、地上デジタル放送を受信するための費用を不正請求したり、工事の勧誘を行うなどの悪質商法による被害おきています。

地上デジタル放送に関する商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

【問】総務省広島県テレビ受信者支援センター(デジサポート) ☎553・0101 (総務課)

駐車禁止除外指定車標章の有効期限延長手続きをされた人へ

平成19年8月1日以降に有効期限延長の手続きをされた人(標章の有効期限が平成22年7月31日になつて

いる人)については、8月1日(日)以降、その標章の使用はできません。

有効期限経過後の駐車除外標章を提示して、指定駐車禁止場所に駐車した場合は違反となります。

●交付基準に該当しない人
駐車除外標章は、住所地在を管轄する警察署に返納してください。

●交付基準に該当する人
駐車除外標章を継続使用される人は、管轄する警察署で申請手続きを行ってください。申請に必要な書類などについては、警察署にお問い合わせください。

※交付基準とは、平成22年4月1日改正時の基準
▽申請窓口：海田警察署交通課

【問】広島県警察本部交通規制課 ☎228・0110、海田警察署交通課 ☎820・0110 (福祉課)

障害福祉サービス・地域生活支援事業について

障害のある人の自立を支えるサービスです。在宅や通所によるサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。(下表参照)

【対】①身体障害者手帳所持者
②療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
③聞き取り調査などにより
④同等と認められる者
④支援が必要と認められる障害児
※40～64歳で特定疾病をお持ちの人、65歳以上の人は介護保険が優先となります

▽利用手続きの流れ：

- ①相談・申請
- ②聞き取り調査
- ③認定審査
- ④支給決定

その後、事業者とご自身で契約をしていただきます。

【問】福祉課 ☎820・5605

分類	主なサービス種類	主なサービス内容
家・外出での支援	居宅介護	自宅での生活に介助を要する人を対象に、入浴や食事などの身体介護および家事援助、通院介護などのサービスを行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚障害のため、意思疎通を図るのに支障がある人に、手話通訳を行う人の派遣などを行います。
泊まる場所	短期入所	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動をする場所	生活介護	常に介護が必要な人の、日中の創作活動などの場や、食事、入浴などの介護を提供します。
	児童デイサービス	18歳未満の人が、日常生活の基本動作を習得し、集団生活に適應できるように指導訓練を行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	日中一時支援事業	日中、介護する人がいないため一時的に見守りが必要な場合に、見守りや日常的な訓練、生活支援などを行います。
訓練をする場所	自立訓練(機能訓練)	一定の期間、身体機能の維持・回復のため、身体的リハビリテーションや歩行訓練などの支援を行います。
	自立訓練(生活訓練)	一定の期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
仕事をすると場所	就労移行支援	一定期間、生産活動などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。
	就労継続支援A型(雇用型)	就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
	就労継続支援B型(非雇用型)	年齢や体力面で就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
住む場所	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営む人に、居住に対する相談や、日常生活上の援助を行います。
	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活の場で身体的な介護などを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、身体的な介護などを行います。

※それぞれのサービスの資格要件を満たしていれば利用できます。負担額など詳しくはお問い合わせください。